毎週

岐



平

成二十二

年

五.

月 二

+

日

(金曜日)

告

示

第

千

百

兀

+

九

号

目 次

示

告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し ○保安林の指定

示

公

○落札者等に関する公示

○登録販売者試験の実施 ○毒物劇物取扱者試験の実施 ○鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

○土地改良区の定款の変更認可 ○開発行為の工事の完了

○同

地 広 球 環 報 境 課) 課 三七六 三七七

業 流 通 課) 三七八 三七九

同 (薬

務

水

道

課)

三七七

築 指 導 課) 三八〇

建 商

(西濃農林事務所) 三八〇 ,揖斐農林事務所)三八〇

(中濃農林事務所) 三七五

(税 務 課

三七ページ

岐阜県告示第三百二十九号 地方税法

平成二十二年五月二十一日

次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により

岐阜県知事 古 田

肇

会社 ルギー トヨタエネ 名 株式 称 豊 代 表者氏 田 名 満 所在地 八番地 主たる事務所又は事業所 瑞穂市馬場上光町 丁目一 0 平成二二・ 取 消 年 三 三 三 月 日

岐阜県告示第三百三十号

項の規定により告示する。 の森林を保安林に指定するので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一 次

平成二十二年五月二十一日

保安林の所在場所

岐阜県知事

古 田

肇

関市下之保字荏畑二〇三四の一、二〇三五の一、二〇三六、字中谷六〇一の一 次

平成二十二年五月二十一日

(休日に当たる)

指定の目的 図に示す部分に限る。)

落石の危険の防止

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字荏畑二〇三四の一・二〇三五の一・二〇三六(以上三筆について次の図に示

す部分に限る。)、字中谷六○一の

2 次の森林については、主伐は、択伐による。 字荏畑二〇三四の一・二〇三五の一・二〇三六(以上三筆について次の図に示 す部分に限る。)

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は 、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農

示

公

○落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

特定役務の名称及び数量 地上デジタル・データ放送を活用した地域情報発信事業

委託業務

2

契約の相手方を決定した手続 随意契約

5 4 契約の相手方を決定した日 平成22年4月1日 ω

随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

(平成7年政令第372号)

第10条第1項第1号該当

契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地 株式会社岐阜放送

代表取締役会長 杉山 幹夫

契約金額 82,405,050 円

6

~

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県広報課

严 在 去 岐阜市薮田南2丁目1番1号

2

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第 ○落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

特定役務の名称及び数量 県政テレビ広報番組の制作・放送委託業務 川

契約の相手方を決定した手続 随意契約

2

 ω

随意契約の理由 政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

契約の相手方を決定した日 平成22年4月1日

契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地

IJ 4

株式会社岐阜放送

幹夫

代表取締役会長 杉山

39, 132, 576 円

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

 $\widehat{\Box}$ 部局の名称 岐阜県広報課

严 在 푈 岐阜市薮田南2丁目1番1号

 $\widehat{2}$

○鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催

り公聴会を開催するので、岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 第六項(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとお (平成十五年岐阜県規則第四十三号)第二条第一項の規定により公示する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

午後二時 月二十一日(月) 平成二十二年六 午後二時 月十七日 平成二十二 午後二時 月十八日 平成二十二 日 年六 (未 金) 年六 時 |揖斐郡揖斐川町東津汲八七五 多治見市上野町五―六八―一 関市役所 関市若草通三丁目 東濃西部総合庁舎 揖斐川町役場久瀬振興事務所 場 一番地 所 | 日坂特別保護地区(揖斐川町 期間十年)の指定について 東町鳥獣保護区(多治見市地内 安桜山特別保護地区 (関市地内 十年)の指定について 面積三九ヘクタール、 十年)の指定について 面積七〇ヘクタール、存続期間 面積七三ヘクタール、存続、特別保護地区(揖斐川町地 存続期間 件

○毒物劇物取扱者試験の実施

二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。)第八条の規定により公示します。 毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号に規定する

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

試験の日時

試験の場所 平成二十二年八月十八日(水)午後一時三十分から午後三時三十分まで

> 岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学三田洞キャンパス

Ξ 試験の種類

次のうちいずれか一つを選んで受験してください。

- 一般毒物劇物取扱者試験
- 農業用品目毒物劇物取扱者試験

2

特定品目毒物劇物取扱者試験

試験科目

筆記試験

毒物及び劇物に関する法規

基礎化学

扱者試験にあっては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、 取扱者試験にあっては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法(ただし、農業用品目毒物劇物取 特定品目毒物劇物

2 実地試験(筆記により実施)

っては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(ただし、 農業用品目毒物劇物取扱者試験にあ 特定品目毒物劇物取扱者試験にあ

五. 出願書類

1 受験願書(氏名の記載に当たっては、 本人の署名又は記名押印によること。)

っては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。)

2 五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、 無背景の縦の長さ四・

生年月日を記載したもの) 一枚

六 受験手数料

一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してくださ (消印しないこと。)。

七

平成二十二年六月十四日(月)から六月二十五日(金) の午前八時三十分から午後

五時十五分まで(ただし、 土曜日及び日曜日を除く。)

願書受付場所

県立保健所 (保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)

九

受験票の送付

2 岐阜県健康福祉部薬務水道課

から直接受験票を送付します。 受験者に対して、 平成二十二年七月三十日(金)までに岐阜県健康福祉部薬務水道

合格発表

格証を交付します。 .所の掲示板並びに岐阜県薬務水道課ポータルサイトに掲示するほか、合格者には合 試験合格者の受験番号を平成二十二年九月十七日 (金) 午前十時に県庁及び県立保

薬務水道課ポータルサイトのアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11224/oshirase

+ 試験結果の提供

/index.htm

毒物劇物取扱者試験については、 次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

後五時十五分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 平成二十二年九月二十一日 (火) から十月二十日 (水) の午前八時三十分から午

3 提供する場所

阜

岐

情報公開·個人情報総合窓口(県庁二階)、 県立保健所の特別窓口

提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、 本人確認ができる次の書類が必要です

受験票

運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

+ -問い合わせ先

できる書類のうちいずれか一つ

岐阜保健所生活衛生課(電話○五八―三八○―三○○三) 岐阜県健康福祉部薬務水道課(電話○五八—二七二—一一一一内線二五七七)

岐阜保健所本巣・山県センター生活衛生課 (電話○五八―二六四―一一一一内線三

五三

西濃保健所揖斐センター生活衛生課(電話〇五八五―二三―一一一一内線二六一) 西濃保健所生活衛生課(電話〇五八四―七三―一一一一内線二六九)

> 関保健所生活衛生課 (電話〇五七五—三三—四〇一一内線三五八)

関保健所郡上センター生活衛生課 (電話○五七五―六七―一一一一内線三五三)

中濃保健所生活衛生課 (電話〇五七四―二五―三一一一内線三五二)

東濃保健所生活衛生課 (電話〇五七二一二三一一一一一内線三五七)

恵那保健所生活衛生課 (電話〇五七三―二六―一一一一内線二五五)

飛驒保健所生活衛生課 (電話○五七七一三三一一一一一一一一一一一)

飛驒保健所下呂センター生活衛生課(電話〇五七六―五二―三一一一内線三五三)

○登録販売者試験の実施

第百五十九条の四第二項の規定により公示します。 売者試験を次のとおり実施しますので、薬事法施行規則 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第 (昭和三十六年厚生省令第一号) 一項の規定による登録販

平成二十二年五月二十一日

古

田

肇

試験の日時

試験の場所

(水) 午後零時三十分から午後五時三十分まで

平成二十二年九月八日

大垣市北方町五丁目五十番地 岐阜経済大学

- 三 試験科目
- 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

兀 出願書類

- 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。)
- 2 生年月日を記載したもの 五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・ 枚

五. 3 受験資格を有することを証する書類 通 (複数ある場合には、

各一通

薬事法施行規則第百五十九条の五第二項に定める薬学の課程を修了した者又は実務

受験手数料 験等の条件を満たす者 一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納入してくださ

七 願書受付期間

(消印しないこと。)。

十五分まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 平成二十二年七月一日(木)から七月十六日(金) の午前八時三十分から午後五時

願書受付場所

- 県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。 以下同じ。
- 岐阜県健康福祉部薬務水道課

九

受験票の送付

から直接受験票を送付します。 受験者に対して、平成二十二年八月二十日(金)までに岐阜県健康福祉部薬務水道

+ 合格発表

平成二十二年十月二十二日 (金) 午前十時

します。 イトに掲示するほか、合格者には合格証を送付し、不合格者には不合格通知書を送付 試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに薬務水道課ポータルサ

薬務水道課ポータルサイトのアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11224/oshirase/index.htm

<u>+</u> 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2

ら午後五時十五分まで(ただし、 平成二十二年十月二十五日(月)から十一月二十四日(水)の午前八時三十分か 土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

提供する場所

(379)

情報公開・個人情報総合窓口 (県庁二階)、 県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、 本人確認ができる次の書類が必要です。

できる書類のうちいずれか一つ 運転免許証、 旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

問い合わせ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課(電話○五八—二七二—一一一一内線二五七七)

岐阜保健所生活衛生課(電話〇五八―三八〇―三〇〇三)

岐阜保健所本巣・山県センター生活衛生課(電話○五八―二六四―一一一一内線三

五三 西濃保健所揖斐センター生活衛生課(電話〇五八五―二三―一一一一内線二六一) 西濃保健所生活衛生課 (電話○五八四―七三―一一一一内線二六九)

関保健所生活衛生課(電話〇五七五―三三―四〇一一内線三五八)

関保健所郡上センター生活衛生課(電話〇五七五―六七―一一一一内線三五三)

中濃保健所生活衛生課 (電話〇五七四—二五—三一一一内線三五二)

東濃保健所生活衛生課 (電話〇五七二—二三——一一一一内線三五七)

恵那保健所生活衛生課 (電話〇五七三―二六―一一一一内線二五五)

飛驒保健所生活衛生課 (電話〇五七七—三三——一一一一内線三二四

飛驒保健所下呂センター生活衛生課(電話〇五七六―五二―三一一一内線三五三)

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規

課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十二年五月二十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田

肇

建物の名称及び所在地

土

地

改

良

区

名

認

可

年

月

日

揖

岐阜県知事

古

田

肇

土

福

束

輪

中

土

地

改

良

区

平成二二・

五.

 $\overline{}$

○土地改良区の定款の変更認可

意見の概要 関市倉知五一六番地 サンサンシティマーゴ

関市長の意見

(届出事項 変更)

・防犯、防災及び交通安全対策について地元と十分協議すること。 ・店舗の車両出入口及びその周辺においては、見通しを十分に確保し、看板・ミラ 等を設置するなど、歩行者などへの安全を確保すること。

○開発行為の工事の完了

第三十六条第三項の規定により公示する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

平成二十二年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| (同二二・二・一〇 (同中建築第四六号の七) 平成二一・一〇・三〇 平成二一・一〇・三〇 時の四 | 番号及び年月日開発許可(変更許可) |
|--|---------------------|
| び法定外公共物(道路)関市南貸上一一番二の一部外一四筆及 | 地域の名称開発区域又は工区に含まれる |
| 道路、公園 | 種類が設の |
| 開発登録簿 | 域 位置及び区 公共施設の |
| 代表取締役 加 藤 耕 三期市東新町五丁目八九八番地の四 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |

地改良区の定款の変更を認可したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定により公示する。 次の土

平成二十二年五月二十一日

次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、

○土地改良区の定款の変更認可

平成二十二年五月二十一日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、

同条第三項の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田

肇

東 地 土 改 地 良 改 X 良 X 名 平成二二・ 認 可 年 五. 月 日

平成二十二年五月二十一日発行

所 者 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐 岐

阜. 庁 県

発 発 行 行

阜 県

> 編 集

各務原市テクノプラザー―ー ブイ・アール・テクノセンター